

のでございます。

この児童遊園は、福生市宅地開発等指導要綱に基づきまして設置されたもので、東京都新宿区西新宿二

のでございます。

丁目六番一号、カシオ計算機株式会社取締役社長、樫尾和雄氏から寄付されたもので、面積が二百三十八・二四平方メートルで、ブランコ、砂場、スプリング遊具等が併設されております施設でございます。

内容につきまして御説明申し上げます。別表中「福東児童遊園」の次に、児童遊園の名称といたしまして「本七児童遊園」、所在地は「福生市大字福生二二四番地一六」に定めようとするものでございます。附則におきまして、平成五年一月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十九号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 日程第二、議案第百号、福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○福祉部長（石川和夫君） 議案第百号、福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例につきま

して、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

この制度は、東京都の疾病の種類に準拠いたしまして、福祉手当を支給しているところでございます。

今回、特殊疾病の範囲の拡大と、新たに二種類の疾病を加え、疾病患者の福祉の向上を図るため、本条例を改正しようとするものでございます。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。別表中「進行性核上性麻痺」の次に「びまん性汎細気管支炎」と「混合性結合組織病」を加えようとするものでございます。これに伴いまして、五十二の疾病になるわけでございます。

それでは新たに加わります二つの疾病について御説明申し上げます。まず「びまん性汎細気管支炎」でございますが、これは両肺に広範囲に緻密に呼吸細気管支の慢性炎症が発病し、強い呼吸障害を起こしまして、原因不明で三十歳から四十歳代に多く発病すると言われております。また臨床症状ではせき、たん、あるいは労働中に息切れし、喘鳴を伴うことがあり、これが慢性に経過して気道感染を繰り返しながら呼吸不全が強くなり、肺性心を生じて、五年から十年の経過で死亡するものが多いと言われる疾病でございます。

続いて「混合性結合組織病」でございますが、主に三十歳代の女性に多く発病し、膠原病の一つと言われております。また臨床症状では手、指がけいれんする症状で、手の指、手の甲のはれが最初の症状となり、全身の関節、皮膚、腎臓、心臓などが侵される多臓器性の炎症の疾患で、また多発性の筋炎様症状となり、特に高い値の陽性特徴があるとされている疾病でございます。

次に附則といたしまして、本条例の施行期日は平成五年一月一日から施行しようとするものでございます。

なお、御参考までに申し上げますと、本条例に基づく特殊疾病患者は、当市におきましては十二月一日現在で、全体で百三十一名になっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 今数字的な説明があったのですが、現在のところ五十二疾病になる前だから五十疾病ですか、この百三十一名の方、幾つの病気で百三十一名になっているのだろうか。全く、現在のところ福生市でこうした疾病になっていない、いわゆる支給の対象になっていない病気というのもしばいあると思うのです。その辺をちょっと教えてください。

○福祉部長（石川和夫君） 現在五十疾病の中で福生市で手当を支給しております対象者は百三十一名でございますけれども、現在対象者は二十三の疾病に該当いたします。特に慢性肝炎が一番多いようでございます。次に肝硬変、ヘパトームというのですか、あるいはネフローゼ症候群というようなものが多いようでございます。以上でございます。

○十一番（松山 清君） そうしますと、東京都のこうしたものに準拠して、当然特殊疾病の手当を出すというのは当然結構なことなのですが、同時にやはり考えていかなければならないのは、やはり、こうした現在百三十一名の方が受けられている疾病は二十三で、その他のものになるというのは本当にごく少数であらうと思うのです。そうしますと、やはり手当そのものの金額をふやしていくという方向をもう一つ考えていかなければならないと思うのです。対象疾病をふやすというのと同時に、手当の額をふやして、今現在五千円でしたか、この額、二十七市といいますが、二十三区、こうしたものを比較すれば、一番低いランクですから、決して上という状況でないと思うので、その点ではやはり手当の額をふやしていくという方向も検討していただきたい、そういうことだけ申し上げておきたいと思ひます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百号は、厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第三、議案第百一号、福生市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第百一号、福生市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、市街化の進行による農耕地面積の減少等に伴い、選挙による委員の定数の削減をお願いするものでありまして、本件を御提案するものでございます。

参考ではありますが、農業委員につきましましては、農業委員会等に関する法律第七条において、その定数は政令で定める基準に従い十人から三十人までの間に条例で定めることになっております。

また、農業委員会等に関する法律施行令第二条第一項の規定により、東京都の場合は、農地面積二十一ヘクタール以上を有する区市町村では、農業委員会を必ず設置しなければならないことになっております。改正の内容でございますが、本則中委員の定数「十二人」を「十人」に改めようとするものでございます。

次に附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、施行の日以後、最初に行われる福生市農業委員会の選挙による委員となる者の選挙から適用するものでございます。

なお参考でありますが、任期は三年で、平成五年七月十九日までの任期となっております。以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願い申し上げます。

これより本案に対する質疑を行います。

それと、これは聞いても構わないと思いますが、その中で所得税をお払いになっていらっしゃる方は何人おいでになりますか。

それからまことに申しわけありませんが、所得税を

調べさせていただきたいと思うのですけれども。

はなくて、きちんとお調べになって、議会中にお答え願いたいと思います。以上です。

ほかにありませんか。

○議長（赤星行人君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第百一号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長（赤星人人君） 御異議なしと認めます。よって議案第一百一号は、建設委員会に付託することに決定

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

いたします。

(建設部長 佐藤喜一郎君登壇)

一部を改正する条例につきまして、提案理由とその改正内容の御説明を申し上げます。

も、東京都と同様に、このたび本条例の一部を改正しようとするものであります。

正しようとするものでございます。

す。

なお本条例の改正に伴う占用料収入の伸びでございしますが、来年度におきまして一千五百七十一万円余

りの収入が見込まれますので、現行単価と比較しますと、二百四十一万円余りの増収が見込まれるわけでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百二号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（赤星人君） 日程第五、議案第百三号、福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 佐藤喜一郎君登壇）

○建設部長（佐藤喜一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第百三号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例の提案理由と、その内容につきまして、御説明申し上げます。

御承知のとおり本市の公共下水道事業は、昭和五十三年六月に、多摩川上流処理場の稼働に伴いまして供用開始となり、十五年目を迎えようとしております。その間昭和六十一年に下水道整備率一〇〇％を達

成した中で、二回の料金改正を実施し、健全な財政運営に努めてまいりました。しかし、快適な市民生活を維持、向上していくためには、環境、施設等の維持管理の充実を図っていかなければなりません。そのためには下水道使用料の適正化に努めていくことが必要となります。このままでは一般会計からの繰入金が増が見込まれ、他の公共事業への影響が懸念されます。

また、下水道普及率一〇〇％の、下水道先進市の中におきましては、使用料で改修すべき維持、管理費及び資本費の割合が最も低い状況であり、国及び都より適正な使用料水準に近づけるよう経営指導が参っております。それらを総合的に考慮する中で、今回の改正をお願いしようとするものでございます。

今回改正をする基準といたしましては、汚水処理に要する経費で、東京都流域下水道維持管理負担金、都に委託となっております使用料徴収経費、また管渠の清掃費、調査補修費、汚水処理にかかわる職員人件費等の維持管理費としてその一〇〇％と、資本費といたしまして、汚水にかかわる元金及び利子償還金の約三四％分を使用料に算入することとして、改正しようとするものでございます。使用料の体系といたしましては、従前と同様な従量通増料金体系を採用し、平均の改定率は一四・九％でございます。

一般家庭への影響につきまして申し上げますと、全体件数のうち約九六％が一カ月当たり五十立方メートル以下の使用水量となっております、平均使用水量は約二十立方メートルでございます。二十立方メートルの現行の月額使用料は七百九十円でありましたが、改正後の月額使用料は九百円となり、実質一三・九％の改定で月額百十円、年額一千三百二十円の御負担を新たにお願いすることとなるわけでございます。

続きまして条例の内容でございますが、別表中、備考を除く部分を改正したいと思っております。

別表につきまして、御説明申し上げます。汚水の種別といたしまして一般汚水で十立方メートル以下の分につきまして、現行二百九十円を三百円に、十立方メートルを超え二十立方メートル以下の分、一立方メートルにつき五十円を六十円に、二十立方メートルを超え五十立方メートル以下の分、一立方メートルにつき六十円を七十円に、五十立方メートルを超え二百立方メートル以下の分、一立方メートルにつき八十円を九十五円に、二百立方メートルを超え五百立方メートル以下の分、一立方メートルにつき百十五円を百三十五円に、二百立方メートルを超え五百立方メートル以下の分、一立方メートルにつき百十五円を百三十五

円に、五百立方メートルを超え千立方メートル以下の分、一立方メートルにつき百五十五円を百七十五円に、千立方メートルを超える分につきましては一立方メートルにつき百九十円を二百十五円に、また浴場汚水で十立方メートル以下の分につきまして、現行百二十円を百三十円に、十立方メートルを超える分につきましては、一立方メートルにつき十二円を十三円にそれぞれ改正をいたしたいというものでございます。

次に附則でございますが、第一項では施行期日を平成五年四月一日といたしたいというものでございます。

第二項では、改正後の使用料条例の規定は、施行日以後の使用にかかわる料金に適用し、施行日前の使用料は、従前どおりである旨を規定いたしました。

第三項では二項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続き使用者の施行日以降、これは四月一日になりますが、四月一日以後、最初に認定をする排出量にかかわる料金は、当該排出量、これは二カ月間で今検針をしておりますが、それを日々均等に排出したものとみなして、算定いたしたいというものでございます。

以上でございますが、今後なお一層事業の円滑な運営を図ってまいりますので、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 議案第百三号のことですけれども、今佐藤部長からの説明でよくわかりましたけれども、これで具体的に料金改定のパーセンテージ、その他が出てきました。ここで伺っておきますけれども、それでは実績からいって次年度からこれの料金になるわけで、実際の増収分と考えていいですか。この改定による増収分、差額分というのはどのぐらいになるといふふうに想定していらっしゃいますかというのと、そのことによって、つまり、次年度の予算で想定すべき一般会計からの繰り入れに関しては、今年度の額と比較して、どの額になるかということの想定を多分していらっしゃると思うのですけれども、

その額を聞かせてもらえますか。

○建設部長（佐藤喜一郎君） お答えいたします。

まず一点目の改正後、どのくらい増収になるかということでございますが、約一億円ということでございます。

それから、二点目の一般会計からの繰入金がどのくらいになるかということでございますが、これにつきましては平成三年度が九億円、平成四年度が現在九億六千万円と予算されておりますが、九億六千万円当たりで押さえていきたいと、（十億円を超えないよう）に努力していきたいということでございます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。要するに一般会計繰り入れをその十億円に押さえるぐらいの、逆に言う想定から今度の料金改正が成ったというふうな理解をしてもよいでしょうか。

○建設部長（佐藤喜一郎君） そういうことで結構でございます。

○議長（赤星行人君） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第百三号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第六、議案第百四号、福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第四百号、福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例について、提案理由並びにその内容について、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、御案内のように深刻化するごみ問題を解決すべく、国におきまして昨年廃棄物の処理及び清掃に関する法令の改正、及び再利用促進法、いわゆるリサイクル法の制定がなされました。

一方東京都では本年六月の議会におきまして、この種の条例を来年四月一日施行にて改正したものでございます。これらの改正を受けまして、福生市にいたしましても、現在の福生市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正し、新たに本条例をお願いしようとするものでございます。

本条例は十四章七十一條から成る条例でございます。廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等を図りながら、廃棄物の減量をしようとするものでございます。また条例の改正とともに廃棄物手数料条例の改正もあわせてお願いしようとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。まず、改正についての基本的な考え方といたしまして、廃棄物を総合的に管理する視点から、廃棄物の発生を抑制する。二としまして、市民、事業者、行政の三者が一体となって廃棄物の再利用、資源化の徹底を図る。三としまして、廃棄物の処理を一層適切に進める。こういう観点から、本条例を改正したものであります。

今回の改正につきまして、先ほど申し上げましたように十四章第七十一條から成る、条例としては大変大きな条文でありますので、そのすべてを説明いたすことは困難ではないかと思っておりますので、まことに申しわけありませんが、重要部分についてのみ御説明させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

初めに条例名でございますが、いわゆる清掃法とリサイクル法の趣旨を織りまぜまして、「福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」といたそうとするものでございます。

次に、第一章の総則でございますが、一条は目的でありまして、廃棄物の発生の抑制、再利用の促進を図り、資源循環型を目指して、生活環境の保全を図ろうとするものでございます。第二条につきましては、

用語の定義を規定したものでございます。

次に第二章、市長の基本的責務でありまして、市長の責務として第三条から第六条におきまして、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生の抑制、再利用等による減量の促進、そして市民の自主的な活動の支援、指導助言、処理等の施設、運営状況の公開、市民の意見等の反映施策等を規定したものでございます。さらに第七条では減量、再利用の促進等を審議する廃棄物減量等推進審議会を今回新たに設置すべく規定したものでございます。次の第八条につきましては、廃棄物の減量に必要な市民の協力等を活動していただくため、廃棄物減量等推進員を置くとする規定でございます。

次に第三章は、事業者の基本的責務を規定したものでございまして、廃棄物の発生の抑制、再利用等による減量、自己処理、そして市の施策等の協力等について規定したものでございます。

次に第四章は、市民の基本的責務を規定したものでありまして、前章同様市民の責務として減量等について規定したものでございます。

次に第五章は、廃棄物の減量及び再利用について規定したものでありますが、市長の資源ごみの収集、再生品の使用等による減量義務を。事業者においては、長期間使用可能な製品の開発、さらに分別の徹底等による廃棄物の減量、再利用を。また十四条、十六条では市長による再利用に関する計画の策定、資源回収業者等に対する支援等について。さらに十七条において事業者に対して、再利用の容易な製品の開発、そして再利用の促進を。第十八条では適正包装等の義務づけを規定したものでございます。次の第十九条では、事業用大規模建築物所有者に、廃棄物管理責任者の選任、その届け出義務、減量等計画書の提出、またこれら義務に違反した場合に、必要な改善措置を規定したものであります。さらに二十二条におきまして、これらのものに対して改善措置を取らなかったときは、処理施設への受け入れをも拒否することができる旨を規定したものでございます。

次に第六章の適正処理困難物の抑制についてでございますが、第二十五条から二十七条において、製品等の処理困難物の自己評価、処理困難物とならない製品の開発、処理方法等の情報提供、下取り等の回収義務等を定めたものでございます。

次に第七章、一般廃棄物の処理等の規定であります。家庭廃棄物、事業系廃棄物の処理の方法を、市長においては廃棄物の処理計画の作成、そして告示を。家庭廃棄物からの処理に支障のない範囲において、事業系一般廃棄物の処理を行う旨を、また土地、建物の占有者の計画遵守義務についてを。第三十三条では有害性ある物の排出禁止についての規定を。三十五条、三十六条では違反した場合の改善勧告措置を。さらに収集を拒否することができる場合を規定したものでございます。さらに四十条において、一般廃棄物管理票、それについて規定したものでありまして、これらは特定の業者が収集、運搬する場合には、その廃棄物が適正に処理されているかどうかをチェックするための規定であり、事業者がこれに違反した場合には、指定した処理施設への受け入れをも拒否することができる旨を規定したものでございます。

次に第八章は、一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物の規定であります。このことにつきましては現在も同趣旨の規定がありますが、一般廃棄物の処理施設の機能に支障のない限り、産業廃棄物の処理をすることができる旨を、そして支障の生ずる恐れがあると認める場合は、事業者に自己処理を命ずることができ旨を規定したものであります。第四十六条は、一般廃棄物に準じた準用規定を定めたものでございます。

次に第九章、廃棄物の処理手数料であります。この手数料の徴収、その算定の方法、減免等の規定であります。そのうち手数料料金については、末尾の別表のとおりであります。このことについては後ほど手数料の改正とあわせて説明させていただきたいと思っております。

次に第十章は、一般廃棄物処理業についてであります。市内において一般廃棄物の収集、運搬を業とするものに、許可の条件、変更許可、業者の遵守義務、さらには許可申請等、処理を業とする者に一般的基準を規定したものでございます。なお許可申請の際に新しく申請手数料を徴する旨を規定したものでございます。

次に第十一章、浄化槽清掃業の規定でございます。本章につきましては前章、第十章同様でありまして、業をする者に対する許可条件、遵守義務、手数料の納入について規定したものでございます。

次に第十二章、地域の生活環境であります。土地、建物の占有者の義務を規定したものでありまして、

土地、建物の占有者の周囲の清潔の保持、相互協力による生活環境の保全、公共の場所の清潔の保持、管理者の責任、さらに空き地への管理等を定めたものであります。またこれらのことから排出される廃棄物について、管理者の責任において処理されなければならない旨を規定したものであります。

次に第十三章、雑則であります。第六十四条では大規模建築物建設に対する廃棄物の保管場所の設置について規定したものでございます。大規模建築物の建設者に対し、廃棄物の保管場所等の設置義務を、設置については事前届け出を、さらに違反した者における改善措置等を規定したものであります。そしてまた市長は清掃指導員をして、必要と認める場合は廃棄物の減量及び処理に関して立入検査もできる旨を定めたものでございます。

次に第十四章、罰則規定であります。第六十九条では一号から四号までにおいて、適正処理困難物の回収命令違反、事業者中間処理命令違反などの違反をした者に対して二十万円以下の罰金を。第七十条では一般廃棄物処理業者等の遵守義務違反、大規模建築物の建設届け出義務違反等の違反について三万円以下の罰金、または科料に処する旨の規定を。第七十一条において両罰規定を規定したものであります。

次に附則でございますが、施行期日については平成五年七月一日から実施しようとするものでございます。

次の経過措置については、現行条例においてなされた処分、手続き、その他の行為については、この条例によってなされたものとみなす旨を規定したものであります。三については、し尿くみ取り料金の関係でありまして、南田園三丁目付近の秋川市から編入された地域に対する取り扱いについて規定したものでありまして、いわゆる同地域は下水道が未設置でありますので、くみ取りの手数料は現在のところ無料ということになっております。

次に別表、料金表の関係であります。廃棄物手数料の改正について御説明申し上げます。廃棄物の手数料については、法第六条の二、第六項において、徴収できることになっており、その手数料の額については、廃棄物の収集、運搬、処分に要する費用を勘案して定めなければならないことになっております。今回の料金改正につきましては収集運搬費、処分地等の処理価格を、そして東京都におけるごみ手数料等

を参考にして改正をお願いするものでございます。

まず表上、区分において事業活動に伴うごみ排出量が一カ月平均にして百五十キロを超える事業者においては、超える量を一キロにつき現行十五円を二十三円に、臨時に排出される粗大ごみ等の料金も同じく十五円を二十三円に。これらのごみを指定する処理施設に自己搬入する場合に、いわゆる持ち込みの場合は、現行十円を十五円に。次に、し尿の手数料でありますが、事業活動に伴うし尿くみ取り料金は、三十六リットル当たり現行四百円を六百円に。十八リットル当たり現行二百円を三百円に、一般家庭のくみ取り料金でありますが、現行の五百円と二百円に、家族数を乗じて得た額との合計額を、七百五十円と三百円に。さらに動物の死体については、現行二千円を三千円に、千円を千五百円に、それぞれ引き上げようとするものであります。率にして約五〇％の引き上げをお願いしようとするものでございます。

以上のとおりであります。何分新しい条例でありますので、条例中規則等に類している事項も数多く、何かと不明確な点があるかと思いますが、明年一月に制定を予定されております東京都の施行規則等を参考にしてその規則等の制定に当たりたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百四号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百四号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 十一時まで休憩いたします。

午前十時四十七分 休憩

午前十一時 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの保留答弁について、答弁を願います。

○市民部長（岩崎好亮君） 議案第百一号の農業委員会のことについての質問でございますが、農業所得で税金を納めている人は三名でございます。以上です。

○議長（赤星人君） 以上で保留答弁を終わります。

○議長（赤星人君） この際、建設部長佐藤喜一郎君より発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

○建設部長（佐藤喜一郎君） まことに申しわけございません。先ほど遠藤議員さんより、繰入金につきまして十億円を超えない範囲で改正をさせていただいたという御答弁を申し上げましたが、いずれにいたしましても、下水道使用料の改正ということになりますと、下水道事業の汚水処理、こういったものにかかわります維持管理費、それから資本費、つまり起債の元利償還金、こういったものをすべて使用料で賄っていくということが原則になっておりまして、こういったものが影響していきまして、繰入金等にはね返っていくと、そういった範囲をなるべく使用料等を改正させていただいて、繰入金をなるべくそういった汚水処理等の経費に充てないようということで、今回改正をお願いするというところでございまして、そのほかに雨水とか、こういった事業が出てまいりますと、特に雨水につきましては、一般会計の財源等

を充当していくということになっておりますので、こういった事業がふえてまいりますと、当然繰入金も十億円を超えていくというようなこともございますので、この十億円を超えない範囲という点につきましては御訂正をお願いしたいというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（赤星行人君） ただいまの発言のとおり、訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって発言を訂正することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第七、議案第百五号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 宮城真一君登壇）

○企画財政部長（宮城真一君） それでは御指名をいただきましたので、議案第百五号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由、並びにその内容についての御説明を申し上げます。

○予算の内容に入ります前に、今回の補正予算の概要についての御説明をさせていただきます。まず、歳入につきましては主なものは、国有提供施設等所在市町村助成交付金等につきまして、交付額の確定による追加、国庫支出金及び都支出金につきましては、福祉関連事業の単価の見直し、あるいは対象人数の変更等によるもの。それから熊川保育園改築事業に伴います補助金の追加でございます。また財産収入につきましては、普通財産の土地売却収入によります増、寄付金につきましては、宅地開発等指導要綱に基づきます寄付金等の追加をお願いするものでございます。

次に、歳出におきます主なものとしては、総務費では職員退職に伴います退職手当組合特別負担金の追加、民生費では、保育単価等の見直しによります児童措置費の追加、土木費では五日市街道横断工事に伴います用地買収費の追加、教育費におきましては、学校施設等整備基金への積立金の追加、諸支出金では普通財産取得に伴います用地買収費の追加でございます。

それでは予算書に基づきまして、その内容についての御説明を申し上げます。恐れ入りますが、一ページをお開きをいただきたいと思っております。総則でございまして、第一条で既決予算額にそれぞれ一億三千三百三十三万七千円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ二百十五億五千九百二十九万七千円と定めようとするものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第一表 歳入歳出予算補正によることといたしております。

それでは、続きまして三ページをお開きをいただきたいと思っております。第一表、歳入歳出予算補正でございまして、まず、歳入についての御説明を申し上げます。第六款の国有提供施設等所在市町村助成交付金等でございます。二千九百二十三万八千円の追加でございます。国有提供施設等所在市町村助成交付金二千三百七万円と、施設等所在市町村調整交付金六百十六万八千円の追加となっております。なお、今年度の基地交付金関係につきましては二つの特徴がございまして、一つにつきましては国の予算が助成交付金で八億円、調整交付金におきまして二億円、総額十億円の増額となりましたことが一つと、二つには本年七月に助成交付金関係につきましての政令の改正が行われておりまして、その一点といたしましては土地、建物、工作物の価格の合算額によります案分額につきましては、従来の総額の百分の七十五に相当する額から十分の七に相当する額に、また土地、建物及び工作物の種類及び用途、財政状況等を考慮して配分する額につきましては、百分の二十五に相当する額から十分の三に相当する額にそれぞれ改められたところでございます。

この助成金関係の政令改正によります影響といたしましては、いわゆる全国資産によります案分の基礎となっております財源が、百分の七十五から十分七へと、割合としては減りましたことと、横田基地全体の資産価格も減少いたしております。そのうちの福生市の場合も、資産価格が伸びておりませんでしたので、資産価格によります案分の交付額は、計算上は前年より減額となっております。

一方資産の種類、用途、財政状況を考慮して交付いたします財源につきましては、百分の二十五から百分の三の割合に増となっております。この分の福生市への助成交付金の額は、増額ということになります。助成交付金全体といたしましては、差し引き増額となったところでございます。